

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1・調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 消防法で定める資格にかかる業務であるため、信頼性、正確性、継続性が求められる。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 (一財)消防試験研究センター(以下「センター」という。)は、昭和60年度から危険物取扱者試験、消防設備士試験の実施機関として国で唯一総務大臣に指定された機関であり、本県も同年度から両試験の試験事務を委任している。 センターへ委託した場合には、試験と免状の窓口が一本化され、試験データや受験者の写真の活用により、事務の合理化や受験者の利便性の向上を図ることができる。 また、センターによる全国共通の事務処理やデータ管理により全国的に同一水準で、継続的に免状交付業務が実施されるとともに、他県からの転入者等への免状書換にも対応が可能となる。 以上により、センターは、免状作成業務を適正かつ効率的に実施できる唯一の団体である。 なお、全都道府県がセンターに委託している。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。

・新規交付 ... 2,086円

・写真書換 ... 1,150円

・再交付 ... 1,367円

・写真以外書換 ... 503円

税金7税込